（貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告をすることの承認の手続）

第五十九条の七　法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）の規定による税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　輸出申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、輸出の許可を受けるために当該貨物を保税地域等に入れることが不適当と認められる場合に限る。次号において同じ。）

二　輸出申告に係る貨物の外国貿易船に対する積込みの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合

2　前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一　貨物の記号、番号、品名及び数量

二　外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況

三　当該承認を受けようとする理由

四　その他参考となるべき事項

第六十一条第一項第二号中「メキシコ協定」を「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」に改める。

第八十五条第一号中「事前教示」を「申告」に改め、「入港手続」の下に「、第十五条の三（特殊船舶等の入港手続）」を、「簡易手続」の下に「、第十八条の二（特殊船舶等の入出港の簡易手続）」を、「出入」の下に「、第二十条の二（特殊船舶の不開港への出入）」を加え、「仮陸揚げ」を「仮陸揚」に改める。

第九十二条第一項第一号イ中「第六十七条の十及び」を「第六十七条の十二及び」に、「第六十七条の七」を「第六十七条の九」に、「第六十七条の九」を「第六十七条の十一」に改め、同項第二号イ中「第六十七条の七、第六十七条の九」を「第六十七条の九、第六十七条の十一」に改め、同条第二項中「同号の」を「同項第一号若しくは第二号の」に、「当該」を「これらの号に掲げる」に改める。

別表第一中「香　川　詫　間」を「香　川　詫　間　多度津」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二七一〇・一一号の一の㈠のCの(1)」を「第二七一〇・一一号の一の㈠のC」に改める。

第五条中「第二七一〇・一一号の一の㈡のBの(2)の(i)及び㈢の(1)並びに第二七一〇・一九号の一の㈠のBの(2)の(i)及び㈡の(1)」を「第二七一〇・一一号の一の㈡のBの(2)及び㈢並びに第二七一〇・一九号の一の㈠のBの(2)及び㈡」に改める。

第六条中「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)の(1)」を「第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)」に改める。

第十四条第一項中「保税蔵置場に」及び「総合保税地域に」を削り、「申請がされた」を「申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた」に、「当該承認の申請」を「当該蔵入れ申請等」に、「統計の作成」を「証明書類の交付及び統計の閲覧等」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

第二十五条第二項第一号を次のように改める。

一　別表第一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの（第四号に掲げるものを除く。）

第二十五条第二項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

イ　関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、同表第〇七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、同表第〇九一〇・一〇号の二の㈡に掲げる物品、同表第一二一一・九〇号の四に掲げる物品（びやくだん及びはとむぎ以外のものに限る。）、同表第一六〇四・一一号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、同表第一六〇四・一五号に掲げる物品、同表第一六〇四・一九号に掲げる物品（節類以外のものに限る。）、同表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品（米を含むもの以外のものに限る。）、同表第一六〇五・九〇号の二の㈢に掲げる物品のうちあわび及び帆立貝以外の軟体動物（気密容器入りのもの以外のものに限る。）並びに帆立貝、同表第二〇〇一・九〇号の二の㈤に掲げる物品のうちしようが並びに同表第二二〇六・〇〇号の二の㈡のBの(b)に掲げる物品

ロ　関税率表第二七・〇四項、第二八・〇九項、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八・三五項、第二八・三九項、第二八・四一項、第二八・四三項、第二八・四九項、第二九・〇四項、第二九・三八項、第三六・〇四項、第三八・〇一項、第三八・〇二項、第三八・〇六項、第三八・一四項、第三八・一六項、第三九・二三項、第三九・二四項、第三九・二六項、第四四・一二項、第四四・一九項から第四四・二一項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、第五一・〇七項、第五五・一三項、第五六・〇七項、第五六・〇八項、第五七・〇二項、第五七・〇三項、第五七・〇五項、第五八・〇六項、第六二・一三項、第六二・一四項、第六二・一六項、第六二・一七項、第六三・〇一項から第六三・〇七項まで、第六五・〇五項、第六五・〇六項、第六六・〇一項、第六七・〇二項、第六九・〇七項、第六九・〇八項、第六九・一一項、第六九・一二項、第七一・一六項、第七四・〇六項、第七四・一一項、第七六・〇七項、第七九・〇七項、第八一・〇四項、第八一・一〇項、第八一・一一項、第八二・一一項、第八二・一三項、第八二・一五項、第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇六項、第八五・四四項、第九〇・〇三項、第九四・〇五項、第九五・〇三項、第九五・〇五項から第九五・〇七項まで、第九六・〇三項、第九六・〇八項、第九六・一三項又は第九六・一七項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）

三　別表第一の第一一五号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一〇一・一一号の二の㈡に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

第二十五条第三項中「から第一四二号まで」を「、第一四一号」に改める。

第二十八条中「法第八条の四第一項に規定する」を削る。

第三十一条の二を削る。